

上関原発用地埋立禁止 #31 住民訴訟の会 News

発行：上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 〒755-0031 宇部市常盤町1-1-9 T&F 0836-21-8003
umetatekinshi@gmail.com <https://midoribashi.wixsite.com/juuminosshou>
郵便振替口座 上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会 01390-6-52714

上関原発住民訴訟



声 明

最高裁判所第三小法廷（宮崎裕子裁判長）は、2020（令和2）年10月20日付で、「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」について、上告審として受理しない決定（以下「本決定」という。）をした。本決定により、山口県知事による判断留保は違法ではないとした広島高等裁判所の判決が確定し、2013（平成25）年の提訴から7年にわたる裁判が終了した。

本裁判は、上関原子力発電所用地の公有水面埋立免許に関し、中国電力が竣工期限の前日に山口県知事に対し免許の期間伸長申請をしたところ、山口県知事が中国電力に度重なる補足説明を求めて伸長許可申請に対する判断を留保したことについて、かかる判断留保が違法なものであり、違法な判断留保期間中の公金支出を賠償することを山口県の住民が求めた住民訴訟である。

原審である広島高等裁判所は、公有水面の埋立免許の伸長許可について「正当ノ事由」の審査期間に一定の制限がある理由は、申請者の速やかに処分をしてもらえることの期待や、拒否処分であっても今後の対応を考えるうえで早く知りたいという利益を主に考慮したものであるとし、申請者が判断の留保に任意に同意しているときは、原則として判断留保は違法にならないと判断していた。この判決は、公有水面という公共の財産の制限を認める埋立免許がいったん与えられれば、県知事と申請者の意思のみによって、公共財産の制限が無期限に認められるというものであり、公有水面の制限を規制している公有水面埋立法の趣旨に明らかに反しており、公有水面埋立法の解釈を誤っている。しかし、原告側が、広島高等裁判所の判決は、公有水面埋立法という法令の解釈に関する重要な事項を含むとして上告受理の理由を主張したのに対し、本決定は、その理由がないとして、本件を上告審として受理しなかった。

我々は、この度の最高裁の判断に対して、また今後について、下記、声明する。

記

- 1 本決定は、広島高等裁判所の判決に公有水面埋立法の解釈の誤りがあることさえ認めない不当なものであり、最高裁判所が行政をチェックするという司法の役割を放棄したに等しい。本決定により、原子力発電所用地として埋立免許を付与されながら、工事が進展しないまま長きにわたり埋立免許が維持され続けているという不合理は何ら解消されていない。
- 2 原告団及び弁護団は、上関原子力発電所用地の埋立と原子力発電所建設を阻止するため、さらなる闘いを続ける。

2020年10月28日

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会原告団

上関原発用地埋立禁止住民訴訟の会弁護団

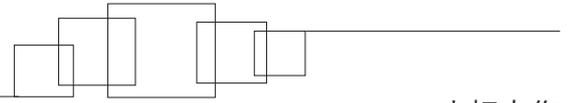


裁判長
認 印

調 書 (決定)

事 件 の 表 示	令 和 2 年 (行 ヒ) 第 1 5 4 号
決 定 日	令 和 2 年 1 0 月 2 0 日
裁 判 所	最 高 裁 判 所 第 三 小 法 廷
裁 判 長 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官 裁 判 官	宮 崎 裕 子 戸 倉 三 郎 林 景 一 宇 賀 克 也 林 道 晴
当 事 者 等	別紙当事者目録記載のとおり
原 判 決 の 表 示	広島高等裁判所平成30年(行コ)第13号(令和2年1月22日判決)
<p>裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。</p> <p>第1 主文</p> <p>1 本件を上告審として受理しない。</p> <p>2 申立費用は申立人らの負担とする。</p> <p>第2 理由</p> <p>本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。</p> <p>令和2年10月20日</p> <p>最高裁判所第三小法廷</p> <p>裁判所書記官 小 西 常 雄 </p>	

終わりは始まり



小畑太作

(1) 最高裁

左記の書記官名で出された、たった一枚の紙切れで、本裁判は終わった。理由は「民訴法 318 条 1 項」としかない。

民事訴訟法第 318 条第 1 項は次の通りである。「上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる。」つまり、最高裁は高裁の判断は「法令の解釈に関する重要な事項を含む」と認めなかったということである。

しかし、巻頭の「声明」にもあるとおり、広島高裁の判決は、公有水面埋立法に基づく免許申請を、一般の申請と同等にみなした不当なものであった。すなわち、その免許は、直接に公有水面（公共財産）の占有に係るものであり、従って、一方ではその期間は厳格であるべき事を認めつつも、論を進める段で高裁は自らその事実を捨象し、申請者が容認すれば審査期間の延長は問題ないとしたのである。この事はすなわち、民主主義において公共財産を監視する根源的な権利者が国民であることを軽視したことを意味するのであり、現憲法下における法解釈についての重大な誤りと言わねばならない。

(2) 全体会

さて、こうした結果をどう受け止め、どう繋げていくのかを共有し見出すために、去る 11/28 ④の午後、山口市の小郡ふれあいセンターを会場に久しぶりの全体会を開催した。全体会とは文字通り、会員全体による協議の場である。

会員総数 181 名中、しかし集まったのはわずか 15 名、内 4 名がこれまでほぼ手弁当で本裁判を闘ってきてくれた弁護士に対して申し訳なかった。一審の一部勝訴の時とは打って変わって、マスコミも皆無であった。

前半、弁護士方々からの説明報告と各人の本裁判に対する評価や所感を語ってもらった後、若干の質疑応答を経て、今後の道筋について話し合われた。

時短化のために、事務局長として予めいくつかの提起を用意していたので、その説明をさせて頂いた。

一つは、動ける人数はともかく上関原発の白紙撤回を

訴えた 181 名(実際は会員外の支援者が更にいる)の人々が繋がったことを大切にするためにも、新たな裁判の提起である。とは言え、ご承知の通り、一つのハードルはどう被害利益と結ぶかである。つまり、原告適格の問題である。あるいは取消訴訟にしても、その処分の適否が同じくハードルとなる。そこでその一つには、新たな住民訴訟を含めた。この場合、原告適格をクリアできるのと、埋立免許審査に係る支出が財務会計行為にあたることは本裁判でも認められているからである。

今ひとつの提起は、運動の提起である。ご承知の通り、新規原発である上関原発建設計画を保持するために、現在、中電も山口県もしがみついているのは重要電源開発地点指定の一角のみである。しかもそれも実は違法な指定でしかない。つまり、本当に建設計画の道を開くには、国政府が再度新規原発を政策に掲げるしかないのであり、その意味では、既に策定作業が始まった第六次エネルギー基本計画に、なんとしてでも新規原発を盛り込ませない運動を展開する必要がある。

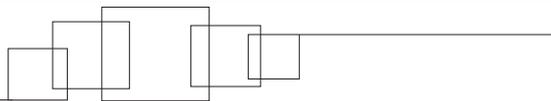
弁護士も含めて、色々な意見が出され協議したが、弁護士からは、できることは担って行く旨の発言を得て、結論は、次回事務局会議（本ニュース発行直後に開催）に委ねられた。なお、当会の解散を求める意見もあったことを付け加えておく。

(3) 私見

以下は、全くの私見でしかないが、どういう運動を展開するにしろ、裁判闘争は必要だと考える。何故ならば、それが社会の仕組みなのであり、またわたしたち市民の権利でもあり、その背後には、それを形作ってきた幾多の市民の血と汗と涙があるからである。権利と記したが、そういう意味では、それを行使することは、わたしたちの義務でもあるのではないだろうか。故 田川章次弁護士ならばきっとそう言うのではないかとも思う。

(おばた・たいさく／事務局長)

避難計画の観点から、 上関原発を建てさせない!!



岡本 正彰

上関原発用地埋立禁止住民訴訟が、2020年10月20日付で、上告審として受理されないという決定を受けた。田川弁護士によると、理由は民訴法318条1項によるものらしい。民訴法318条1項には、「上告をすべき裁判所が最高裁判所である場合には、最高裁判所は、原判決に最高裁判所の判例（これがない場合にあっては、大審院又は上告裁判所若しくは控訴裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある事件その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むものと認められる事件について、申立てにより、決定で、上告審として事件を受理することができる」とある。あまりにも説明不足であるし、そこには「決定を素直に受け入れなさい」という、上から目線の姿勢がにじみ出ていると感じる。公有水面埋立免許がいったん与えられれば、県知事と申請者である中電の意思だけで公共財産の制限が無制限に認められると判決した広島高裁の法令解釈に、重要な事項が含まれない、すなわち広島高裁が判決を出した公有水面埋立法の法令解釈に誤りがないと最高裁は判断したのである。公有水面埋立法の趣旨に、明らかに反していると憤りを感じる。

11月28日に全体的な報告会を行ったが、そこでも口々に「何か反論の手立はないのか」というような意見がされたが、最高裁で判決が確定したら、同じ案件で裁判できないという一事不再理の原則が民事訴訟においても通例となっていると思われ、本訴訟で出来る手立では、残念ながらないのである。今後の方策についてはいろいろな意見が出され、方向性の決定は次回12月10日の事務局会議に持ち越しとなったが、この会は存続すべきだと思う。上関原発を建てさせないためにいろいろな会があり、多方面から裁判に訴えたり、声を上げる方が良いと思う。

私は重度障がい者の立場から、東日本大震災による福島原発事故で自分の力で逃げる事が出来ず置き去りにされた障がい者、また障がい者を避難させる事が出来ず、置き去りにしたという罪の意識にさいなまれ今も精神的に病まれているヘルパーたちのことを知り、原発再稼働反対、上関原発を建てさせない活動をしている。

上関原発の予定地から10キロ前後のところ平生町には、病床920を越える光輝病院があり、多くの高齢者

が入院している。看護師など従事されている人はどのくらいいるのだろうか。さらに柳井市側には、病床280の国立柳井医療センターがあり、原発の予定地からは20キロ以内である。ここには、医療ケア児を対象とした田布施総合支援学校の院内学級がある。山口県知事はこのことを知らないはずがないし、知ったうえで何も感じなければ、県民の安心・安全を守る知事としてあまりにも職務怠慢ではないだろうか。上関原発が建てられ、事故が起これば、光輝病院と柳井医療センターの高齢者や障がい児が、福島の障がい者や高齢者のように置き去りになり、看護師や支援者は泣く泣く置き去りにしなければならぬことを重く受け止めなければならない。事故は起こるという前提に立つのが、上関原発を建てようとしている県知事の責務である。

県知事は前回の知事選時の演説で、障がい者の避難計画の充実を掲げたそうであるが、残念ながら探してもその形跡は見当たらない。だが、県民の安心・安全を守る立場の知事としては、重きを置いて当然である。要はいかに真剣にやるか、口先だけで取り繕うかの違いである。自然災害の避難計画においても多くの自治体が道半ばである事実を思えば、障がい者の避難計画の充実を掲げながら、一方で上関原発を建てようとしている人は、県知事としていかがなものだろうか。

原発事故は人災であり、原発事故の最良の避難計画は原発を一切なくす、上関原発を建てさせないことだと思う。再来年は山口県知事選であるので、上関原発計画を止めようとしないう知事を変えることに今から時間を割くことも、今後の方策として考えても良いと思う。

(おかもと・まさあき/事務局員)

事務局報告

1. 2020年度会計 (2020.10.1 ~ 2020.11.30)

(1) 通常会計 会の運営に用いられます。

(円)

収入					支出				
科目	予算	期間	年度累計	備考	科目	予算	期間	年度累計	備考
会費	170,000	11,000	129,500		会議費	15,000	1,780	1,780	小郡ふれあいセンター
寄付金	150,000	31,000	158,000	内訳下欄	事務費	20,000	2,519	8,493	
前年度繰越	1,023,560	0	1,023,560		広報費	150,000	25,836	94,424	News等印刷/送料
雑収入		0	0		活動費	270,000	3,354	28,824	
					旅費	200,000	0	0	
					その他	70,000	3,354	28,824	記者会見資料印刷
					雑費	23,000	2,434	14,993	
					雑費	3,000	0	0	
					手数料	20,000	2,434	14,993	郵便振替手数料
					予備費	365,560	—	—	
					次年度繰越金	500,000	0	0	
					小計	1,343,560	35,923	148,514	
					残高	0	6,077	1,162,546	
合計	1,343,560	42,000	1,311,060		合計	1,343,560	42,000	1,311,060	

【寄付金協力者 (敬称略)】 お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

河合 喜代 下末かよ子 宮本 暢子
 國分 啓子 田中 豊 祝島島民の会
 佐藤 文明 星谷 召子 (他、匿名2件)

(2) 裁判費会計 裁判に要する印紙代や送料等、弁護士事務所で負担している実費の補填に用いられます。

(円)

収入				支出			
科目	期間	年度累計	備考	科目	期間	年度累計	備考
前年度繰越金	0	204,000		弁護士事務費補助	0	200,000	
前期残金	108,000	—					
寄付金	14,000	118,000	内訳下欄	残高	122,000	122,000	
合計	122,000	322,000		合計	122,000	322,000	

【裁判費協力者 (敬称略)】 お名前の公開・非公開の変更は事務局迄。

勝原 強 河合 喜代 國分 啓子 下末かよ子 宮本 暢子

2. 会員登録状況 会員登録者数 181名 (2020/12/7 現在)

会員募集にご協力下さい

会費を添えて、お名前住所電話番号 E-mailなどを記載して事務局迄お申し込み下さい。同封の振替用紙をご利用になれます。E-mail または HP からでも手続きできますし「募集パンフレット」(申込書付)も利用できます。必要な方は事務局迄ご請求下さい。

原告の皆様へ 裁判費にご協力下さい

裁判の主体は、あくまで原告と被告です。しかしながら、本訴訟では、原告の委託を受けた代理人である弁護士が、多くを自弁して下さっています。少なくとも、印紙代や送料等の実費程度は原告で負担したいという思いで、裁判費特別会計が設置されています。原告の方は、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。10,000円/年を目処にお願いしていますが、実状に応じて結構です。原告以外のご支援も歓迎します。

会費を納入して下さい 1,000円/年

登録情報に変更がなければ振替用紙への記載は、お名前の他に郵便番号または電話番号だけでも結構です。登録状況は封筒宛名右 (E-mailの方は本文冒頭) にてご確認下さい。過去未納の場合は、継続するところまで遡っての入金となりますので、ご了承下さい。

寄付にご協力下さい

当会の運営は、会費と皆様からの寄付金のみです。皆様のご協力をお願い致します。寄付金のみ (会員登録なし) も受け付けています。同封の振替用紙をご利用下さい。



上関原発用地埋立禁止住民訴訟とは

山口県知事が上関原発建設のため上関町田ノ浦の公有水面埋立を中国電力に免許してから3年、竣工期限の前日2012年10月5日、中電は竣工期間伸長許可申請を知事に提出。これに対し知事は中電から4度にも及ぶ補足説明を経て、2013年2月26日、標準処理期間も越えて許否の判断をしませんでした。続いて知事は、同年3月19日、今度は回答期限を1年とする5度目の補足説明を中電に求め、更にまた1年、また1年と、都合7回の補足説明を求めるといった行為によって、その間、免許は失効しないとしました。そして、2016年8月3日、正当な理由などない中、免許伸張をしたのです。

これは明らかな権力の濫用であり、公有水面埋立法違反です。

公有水面埋立法では免許期間の延長については先ずもって「正当の事由」が認められなくてはならないとあり（13条の2）、更に「正当」の内容についても別途定めがあります（『港湾の行政の概要』）。

この行政の権力濫用に対して、2013年6月11日、市民有志によって違法な公費支出に対しての住民監査請求が行われましたが、同年8月2日、却下の決定が下されました。そこで、監査請求人が原告となり2013年8月30日に提訴されたのが「上関原発用地埋立禁止住民訴訟」です。

2018年7月11日、山口地裁は山口県知事の行為は裁量権の逸脱であり違法と判示、県側に240円の返還請求を命じました。これに対して県側は、十分な反論をさせて貰えなかったなどと身勝手極まりない理由で、また議会を経ることもなく控訴。またしても違法な公費支出の上塗りをしました。

2020年1月22日、4回の口頭弁論を経て広島高裁は住民側の勝訴部分を取消し、県側の全面勝訴という不当判決を言い渡しました。判決の理由は、判断留保が長くとも申請者である中国電力が容認していたのだから違法ではないというものでした。

この住民無視の主権在民にも反する判決に対して、住民側は上告受理申立書を2月4日に広島高裁に提出、続いて4月22日に上告受理申立理由書を最高裁に提出しました。

しかし最高裁は、2020年10月20日、理由なしとして上告を不受理とし、本裁判は終わりました。

…しかし、この裁判の実りが、次の始まりへと繋がることを願っています。

上関原発住民訴訟



HP 引っ越しのため検索に出ないかも知れません。その場合は、ご面倒ですが、
<http://midoribashi.wixsite.com/juuminoshou>